

聖徳大学及び聖徳大学短期大学部における公的研究費の取扱いに関する規程

制定 平成20年4月 1日

改正 平成27年3月25日

(目的)

第1条 この規程は、聖徳大学及び聖徳大学短期大学部（以下「本学」という。）における研究活動に係る行動規範に基づき、研究活動における研究費が公的研究費である場合、それを適正に運営・管理することを目的とする。

(適用範囲)

第2条 公的研究費の運営・管理については、関係法令及びこれらに基づく特別の定めのある場合を除くほか、この規程によるものとする。

(定義)

第3条 この規程において「公的研究費」とは、配分機関（国、独立行政法人（公益法人を含む））の補助事業により配分される研究費をいう。

2 この規程において「研究者」とは、本学の専任教員及び本学の施設設備を利用して研究を行っている者をいう。

(責任と権限)

第4条 本学の公的研究費を適正に運営・管理するために最高管理責任者、統括管理責任者、部局責任者及びコンプライアンス推進責任者を置く。

2 最高管理責任者は、本学全体を統括し、公的研究費の運営・管理について最終責任を負うものとし、学長をもって充てる。

3 統括管理責任者は、最高管理責任者を補佐し、公的研究費の運営・管理について全体を統括する実質的な責任と権限を持つものとし、副学長をもって充てる。

4 部局責任者は、(各部局等における) 公的研究費の運営・管理について統括する実質的な責任と権限を持つものとし、大学にあっては学部長、短期大学部及び短期大学部専攻科にあっては学科長、大学院研究科にあっては研究科長、附置研究所にあっては研究所長をもって充てる。

5 コンプライアンス推進責任者は、統括管理責任者の指示の下、公的研究費の運営・管理に関わる全ての構成員に対し、コンプライアンス教育を実施する。また、公的研究費が、適切に管理・執行されているかをモニタリングし、必要に応じて改善・指導をするものとし、学科長をもって充てる。

6 最高管理責任者は、統括管理責任者及び部局責任者が責任を持って公的研究費の運営

及び管理が行えるよう、適切にリーダーシップを発揮しなければならない。

(相談窓口等の設置)

第5条 本学における公的研究費に係る事務手続に関し、明確かつ統一的な運用を図るため相談窓口を置く。

2 相談窓口は、教育研究推進部知財戦略課とする。

3 相談窓口は、本学における公的研究費に係る事務手続に関する学内外からの問い合わせに対し、本学における効率的な研究遂行のための適切な支援に資するよう努めるものとする。

(不正使用防止計画の策定)

第6条 最高管理責任者は、公的研究費を適切に運営・管理し、不正を発生させる要因を防止するために、毎事業年度に不正使用防止計画を策定しなければならない。

(不正使用防止計画の実施)

第7条 不正使用防止計画の実施に関し必要な事項は、別に定める。

(通報窓口等の設置)

第8条 本学における研究活動等の不正行為に適切に対応できるようにするため、通報窓口を置く。

2 通報窓口は、総務部総務課とする。

(不正行為に対する通報等)

第9条 研究活動の不正行為に対する通報等に関し必要な事項は、別に定める。

(モニタリング及び内部監査)

第10条 最高管理責任者は、公的研究費の適正な運営・管理を徹底するため、関係する研究者及び職員に対し、コンプライアンス推進責任者並びに財務調整課によるモニタリング及び、内部監査を実施する。

(監事及び会計監査人との連携)

第11条 コンプライアンス推進責任者並びに財務調整課は、内部監査の実施に際し、本学常勤監事及び学外の公認会計士と連携し、実効性のあるモニタリングに努める。

(規程の改廃)

第12条 この規程の改廃は、理事長が行う。

附則

この規程は平成２０年４月１日から施行する。

附則

この規程は平成２７年３月２５日から施行する。